

座間市道路占用工事取扱基準

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 通則（第3条－第19条）
- 第3章 挖削（第20条－第23条）
- 第4章 土留工（第24条－第25条）
- 第5章 埋設物（第26条－第29条）
- 第6章 覆工（第30条－第31条）
- 第7章 埋戻し（第32条－第33条）
- 第8章 仮復旧（第34条）
- 第9章 本復旧（第35条－第43条）
- 第10章 舗装工（第44条－第45条）
- 第11章 道路付属物その他（第46条－第47条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この基準は、道路占用工事（以下「工事」という。）の施行に関し、道路占用者が守るべき一般的な事項を示し、もって安全かつ円滑な道路管理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 座間市道路管理規則（昭和61年座間市規則第28号。以下「規則」という。）に適合する工事であること。

- 2 工事は、全て本取扱基準、規則第7条に規定する道路占用等許可（回答）書（以下「許可（回答）書」という。）の指示に基づき施工しなければならない。
- 3 前項によるほか、道路管理者が必要と認めた場合には、特記指示を行うことがある。
- 4 特記指示は、本取扱基準に優先するものとする。
- 5 工事仕様については、市長が別に定める座間市土木工事施工管理基準書及び座間市土木工事共通仕様書を準拠すること。

第2章 通則

（工事の指示又は変更）

- 第3条 工事施工の細部について疑義がある場合、道路管理者の指示を受けなければならない。
- 2 本取扱基準及び許可（回答）書指示事項によりがたい事態が生じた場合、必ず道路管理者に届け出てその指示を受けなければならない。
 - 3 本取扱基準を履行せず、又は履行が不完全であると認められる場合、道路管理者は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という）第71条に基づく処分又は措置を命じる場

合がある。

- 4 道路管理者が前項に規定する処分又は措置を命じた場合は、速やかにその指示に従わなければならない。

(申請)

第4条 法第24条及び法第32条1項の規定による申請を行う者は、規則の定めに基づき、許可を受けようとする日の20日前までに規則第2条に規定する道路工事等施行承認申請書（以下「申請書」という。）を道路管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により申請書を提出する際は、当該箇所の土地の所在を確認するとともに、地権者及び関係者の承諾を得た上で申請を行うものとする。

(工期)

第5条 工事は、許可（回答）書に記載された工期内に完成しなければならない。

- 2 工期を延期しようとする場合、工期満了日までに道路占用許可等の工事期間変更申請書（以下「工期変更申請書」という。）を提出し、道路管理者の承認を受けなければならぬ。

(境界杭等)

第6条 道路境界に埋設してある杭、プレート、鉢、又は道路上に埋設してある測量基準点等は、位置及び高さに変動のないように必要な措置を講じなければならない。ただし、工事の状況等により移設の必要が生じた場合には、道路管理者に届出をし、その指示を受けなければならぬ。

(工事の施工)

第7条 工事の施工に当たっては、事前に施工計画等を道路管理者、所轄警察署、消防署等の関係機関と調整協議するとともに、沿道及び近隣住民に工事の内容を十分に周知し、紛争の防止に努めなければならない。

- 2 工事のため、道路又は各種占用物件に損傷を及ぼす恐れがあると認めるときは、直ちに道路管理者及びその占用物件の管理者に届出をし、及び指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

- 3 う回路を設定する場合、事前に所轄警察署、消防署、クリーンセンター、コミュニティバス、自治会等の関係機関と調整協議しなければならぬ。

(品質管理)

第8条 道路復旧工事に使用する材料は、必要な時期に所定の場所に確保し、常に品質及び規格を満足するように適切に管理しなければならぬ。

- 2 道路管理者が前項の規定による適切な管理についてその資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならぬ。

(工事現場管理)

第9条 道路上においては、指定された場所以外に工事用資機材、発生品、使用材料等を置いてはならない。

- 2 工事現場が隣接する場合や他の工事と競合する場合、相互に協調して紛争を起こさないようにしなければならない。
- 3 工事施工中は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 道路の構造に影響を及ぼす行為
 - (2) 安全かつ円滑な道路交通を妨げる行為
 - (3) 公衆に迷惑を及ぼす行為
- 4 工事現場は、常に整理整頓、風紀衛生、火災、盗難等に対して十分注意を払わなければならない。
- 5 工事の施工に当たり、他の各種占用物件の保安、点検等を妨げてはならない。
- 6 工事現場付近の路面は、常に良好な状態に保つとともに、路面、排水施設等に補修、清掃等の必要が生じた場合、速やかに措置を講じなければならない。

(事故対策)

第10条 工事施工中は、事故防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合における対策を平素からたてておかなければならぬ。また、事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに応急措置を講じるとともに遅滞なく道路管理者、各占用物件管理者及び関係官公署に連絡し、その指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

- 2 ガス管理設箇所及びその周辺における工事の施工に当たっては、道路占用者は、現場における工事施工方法に誤りがないよう工事施工者及び現場作業員を指導しなければならない。

(騒音振動対策)

第11条 工事の施工に当たっての騒音振動対策については、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和62年建関技第103号）に従って、騒音振動の防止又は軽減を図るよう努めなければならない。

- 2 工事の施工に起因して、著しい交通振動が発生していると認められる場合、道路管理者の指示により、道路占用者の費用負担において、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(保安)

第12条 工事施工中は、必要に応じ熟練した交通整理員を配置し、保安要員に巡回点検をさせ、安全かつ円滑な道路の交通を確保しなければならない。

- 2 保安施設の設置等に関しては、所轄警察署、消防署、自治会等の関係機関と十分に調整協議しなければならない。

- 3 工事の施工が夜間である場合、照明装置を適當箇所に設置し、又は反射塗料による標識、囲い、柵等を設け危険防止に努めなければならない。

(占用許可の表示)

第13条 工事の期間中は、次に掲げる事項を表示した工事標示板を、占用物件又は工事区域内の見やすい場所に掲示しなければならない。

- (1) 占用の目的

- (2) 占用の期間（工事の期間）
- (3) 占用の場所
- (4) 占用の面積、延長及び数量
- (5) 許可年月日及び番号
- (6) 占用者の住所、氏名及び連絡先
- (7) 施工者の住所、氏名及び緊急連絡先
- (8) 許可条件

2 道路占用者は、工事の期間中、工事区域内にあっては常に道路占用許可書を携帯し、道路管理者の求めに応じて、これを提示しなければならない。

（完成届）

第14条 道路占用者は、工事完了日から10日以内に規則第16条に規定する道路掘削工事完成届（以下「工事完成届」という。）を道路管理者に提出しなければならない。

（完成写真）

第15条 前項の規定により工事完成届を提出する際は、次に掲げる事項がわかる完成写真を添付しなければならない。

- (1) 工事着手前の現場状況（遠景・近景）
- (2) カッター工
- (3) 取りこわし及び掘削工
- (4) 現況の舗装厚
- (5) 床付け、深さ、掘削幅
- (6) 埋め戻し状況（厚さ20センチメートルごとの転圧状況）
- (7) 埋設工
- (8) 配管状況（推進工法で施工した場合、施工状況が明らかになるもの）
- (9) 埋設物明示
- (10) 覆工
- (11) 路床工（材料及び転圧状況が明らかになるもの）
- (12) 路盤工（材料及び層厚、一層厚15センチメートル以内の転圧状況が明らかになるもの）
- (13) 仮復旧状況
- (14) 基層工（材料及び転圧状況が明らかになるもの）
- (15) 表層工（材料及び転圧状況が明らかになるもの）
- (16) 工事完了後の現場状況（遠景・近景）

2 写真撮影の実施に当たっては、標尺等を当て、深さ、幅等を明らかにしなければならない。
（完了検査）

第16条 道路占用者は、工事完了後、第14条に規定する工事完成届を道路管理者に提出し、写真検査による完了検査を受けなければならない。ただし、道路管理者が必要であると認めた

場合は、路盤材料、表層材料、舗装厚、密度及び平坦性等について確認できる証明書、供試体及び写真等の資料を提出するものとする。

2 検査のためのコアを採取する場合、道路管理者の指示する箇所から抜き取らなければならぬ。

3 検査に要する費用は、道路占用者が負担するものとする。

4 検査によって工事の手直しを指示された場合、直ちに必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない。

(工事に起因する損害又は紛争の処置)

第17条 工事に起因して道路構造物等に損害を与えた場合、第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合は、速やかに道路管理者に報告し、道路占用者の責任において損害を賠償し又は紛争を解決しなければならない。

(責任期間)

第18条 工事完了後の道路及びその構造物の責任期間は、規則第25条の各号に掲げる期間とし、この期間中に破損等が生じた場合、速やかに修繕を行うとともに、起因して起こりうる事故の防止に努めなければならない。ただし、責任期間外であっても、明らかに占用工事箇所が施工上の瑕疵により破損を生じたと道路管理者が認めた場合は、この限りではない。

(掘削の制限)

第19条 占用を許可しない期間は、規則第10条に定める期間とする。

第3章 掘削

(舗装の切断・取りこわし)

第20条 舗装の切断および取りこわしに当たっては、占用位置、方法等を考慮し適切に実施しなければならない。

2 既設舗装の切断は、コンクリート・カッター等を使用し、直線に、かつ路面に垂直に行わなければならない。

3 舗装の取りこわしは、当日内に工事の完了ができる範囲内とし、ブレーカー又はノミの類で粗雑にならないようを行うこととする。

(土砂及び工事用資機材の搬入・搬出)

第21条 舗装の破壊片及び掘削土砂は直ちに工事現場から搬出するものとし、道路上に堆積及び散乱、路上で小割してはならない。

2 ダンプトラック等大型貨物自動車による多量の土砂若しくは工事用資機材の輸送又は特殊大型車両による工事は、搬送計画、通行道路の選定及び運行に関する安全対策の基本的事項を定め事故防止に万全を期さなければならない。

3 車両の通行に当たり、道路管理者が指示した場合は、法第78条に規定する許可証その他の必要書類を提出しなければならない。

(掘削幅)

第22条 堀削幅は、必要最小限の幅（安全に作業を行うことができ、かつ、埋戻し及び舗装復旧に支障にならない幅をいう。以下同じ。）とする。

2 平板及びインターロッキングブロック等の舗装の堀削幅は、1枚の単位とし、必要最小限の幅とする。

(掘削)

第23条 堀削は、次に掲げる事項を遵守して施工しなければならない。

(1) 堀削は、布掘り、壺掘り又は推進工法若しくはこれに準ずる工法とし、えぐり掘り等を行ってはならない。

(2) 堀削に際し推進工法を採用する場合、周囲の土圧に影響を与えないよう特に注意しなければならない。

(3) 軟弱地盤又は湧水地帯等で湧水若しくは溜り水がある場合、これを路面に放流してはならない。ただし、やむを得ず道路の排水施設に放流する場合には、道路管理者の指示により沈砂濾過施設等を設けなければならない。

(4) 湧水又は溜り水が多量な場合、道路管理者と打合せのうえ、当該箇所にグラウト工、止水工等を行い、土砂の流出、地盤のゆるみ、沈下等を防止しなければならない。

(5) 沿道に接近して堀削する場合、出入を妨げないように必要な措置を講じなければならない。

第4章 土留工

(土留)

第24条 堀削の際は、十分に安全に留意し、必要に応じて土留工等を施さなければならない。

この場合において、施工方法は、土質、占用物件の規模、既設埋設物、交通状況等を考慮したうえで選定するとともに、その構造は安全なものでなければならない。

2 土留工の施工については、座間市土木工事施工管理基準書及び座間市土木工事共通仕様書によらなければならない。

3 堀削作業においては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。）その他の関係法令に準じて実施し、堀削深さが4メートルを超えるときは、親杭横矢板、鋼矢板、ライナープレート等を用いた土留めを行うこと。

4 土留工を施してある間必要がある場合は、絶えず地下水位、地盤沈下及び移動を観測してこれを記録し、地盤の隆起、沈下等異常が発生したときは、保全上の措置を講ずるとともに、その旨を道路管理者その他関係者に通知しなければならない。

(杭、矢板等の打設)

第25条 杭、矢板等を打設する場合はあらかじめ地下埋設物件を調査確認のうえ打設するものとし、堀削底面から1.5メートル以上の深さまで根入れを実施しなければならない。ただし、現場状況を鑑み、道路管理者がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

第5章 埋設物

(埋設物の確認及び保安)

第26条 工事着手前に、工事区域並びにその周辺の埋設物の位置、構造及び老朽度を調査し、埋設物の管理者と十分連絡打合わせのうえ、埋設物の確認及び保安のために必要な措置を講じなければならない。

(埋設物の防護)

第27条 工事施工中は、周囲の地盤のゆるみ、又は沈下について常に注意し、特に近接埋設物について危険のないよう十分に留意し、掘削を行わなければならない。

2 埋設物が露出する場合、当該埋設物管理者の指示により防護方法等を決定するなど適切な措置を講じなければならない。

(埋設物の明示、要件等)

第28条 地下に埋設し、又は埋設してある電線、水管、下水管、ガス管等（各戸の引込管及び建設省令で定めるものを除く。）については、埋設物の名称、管理者、埋設の年、その他保安上必要な事項を明示しなければならない。

2 管の上部30センチメートル（ただし、ガス管については50センチメートル）の位置に埋設物件の保安上及び防護上必要な事項を明示したシートを敷設しなければならない。

(埋設深さ)

第29条 埋設物の埋設深さは、土被り1.2メートル以上確保すること。ただし、本基準の付録－1浅層埋設の実施について（以下「付録－1」という。）に記載している対象埋設物においては、舗装厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下同じ。）に0.3メートルを加えた値（当該地が0.6メートルに満たない場合は、0.6メートル）以下としなければ、浅層埋設できるものとする。詳細条件については、付録－1を参照すること。

第6章 覆工

(車道の覆工及びすり付け)

第30条 覆工板、桁、杭等の仮設構造物は、十分安全な構造で設計し、施工しなければならない。

2 覆工は、原則として鋼製又はP.C.コンクリート製の覆工板を使用し、安全で強固な滑り抵抗の大きい製品でなければならない。

3 覆工板は、荷重に十分に耐え、はね上がり、ばたつき又は振動等によりゆるみを生じないようにし、各覆工板との間はすき間の生じないようにしなければならない。

4 舗装路面と覆工板との接合部は極力段差のないように施工しなければならない。ただし、やむを得ず段差が生じた場合は、縦、横断方向ともアスファルト・コンクリートで交通に支障のないようにすり付けなければならない。（縦断方向は5%以下ですり付け、前後には「段差あり、注意」の標示板を必ず設置しなければならない。）

(歩道の覆工)

第31条 歩道の覆工は、在来の歩道形状を保持する構造とし、すき間のないように取り付け、必要に応じて歩車道の境界には、防護柵を設置しなければならない。

第7章 埋戻し

(埋戻し)

第32条 埋戻しに際し、杭・矢板等は抜き去ることを原則とし、掘削箇所内に工事材料等が残置しないよう十分に点検しなければならない。

- 2 杭・矢板等を残置する必要が生じた場合、事前に道路管理者の承認を受けなければならぬ。
- 3 掘削箇所内に老朽又は破損のおそれのある埋設物あるいは構造物がある場合、その修繕について道路管理者の指示を受けなければならぬ。
- 4 掘削箇所において、水みちの制止等を必要とする場合、道路管理者の指示を受けなければならぬ。

(埋戻しの材料及び方法)

第33条 埋戻しの材料は、碎石・砂等の良質材で埋め戻すものとし、埋戻しに使用する材料の規格は、座間市土木工事施工管理基準書及び座間市土木工事共通仕様書によるものとする。

- 2 埋戻しは、埋設物、構造物等に十分留意のうえ行い、その周辺は特に入念につき固めなければならない。
- 3 転圧は、路床以下の転圧の場合一層厚20センチメートル以内、路盤における転圧は1層厚15センチメートル以内とし、ランマー等の転圧機械で、原地盤と同程度以上の密度となるよう十分締固めて行わなければならない。
- 4 埋戻し材料及び方法について、上記によらない場合は道路管理者の指示を受けなければならぬ。

第8章 仮復旧

(仮復旧)

第34条 道路占用者は、道路管理者が承認した場合を除き、当日中に必ず埋戻し及び仮復旧を完了しなければならない。

- 2 本復旧を施工するまでの間、道路占用者は、施工箇所を常に巡回し、路面の沈下、凸凹、排水処理その他不良箇所が生じたときは直ちに手直しを実施し、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。
- 3 前項の場合、道路の周辺の生活環境を保全するため、道路交通に伴う騒音及び振動の防止又は軽減を図るよう特に配慮しなければならない。

第9章 本復旧

(復旧方法)

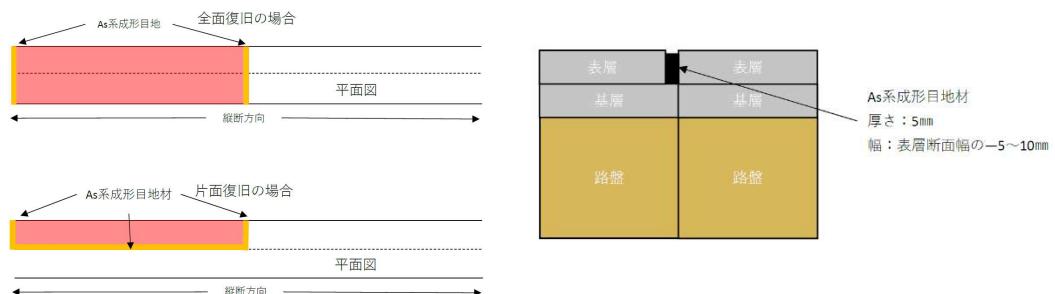
第35条 本復旧の施工は、原則、道路占用者が行わなければならない。

- 2 本復旧の施工は、仮復旧の完了後、1週間以上期間を空けたのちに行わなければならない。
- 3 本復旧の方法は、次に掲げるところにより施工するものとする。
 - (1) 復旧断面については、座間市道路構造標準図及び舗装種別網図を参照し、施工しなければならない。また、本復旧施工の際、現地の舗装構成と座間市道路構造物標準図及び舗装

種別網図の舗装構成に差異があった場合、より構造強度が高い（等値換算係数が高い）舗装構成及び材料による復旧とする。ただし、現場状況及び条件を鑑み、道路管理者と協議し決定するものとする。

- (2) 平板及びインターロッキング等の舗装の場合、道路管理者が承認した場合を除き、平板及びインターロッキング等は再利用とし、所定の砂又は路盤工を施工しその上に丁寧に張り立てるものとする。ただし、現場状況及び条件を鑑み、再利用に問題が生じる場合はこの限りではない。
- (3) 平板及びインターロッキング等の張り立てが不可能な箇所あるいは道路管理者の認める場合、現場打コンクリートで舗設し、平板及びインターロッキング等の目地と合わせて目地切りを行うものとする。
- (4) 道路勾配が急勾配となっている箇所および急勾配によりコンクリート舗装となっている箇所においては、道路管理者との協議によりギャップアスファルト舗装を認めるものとする。
- (5) 切下げ箇所の場合、座間市自費工事取扱基準によるものとする。
- (6) 表層部における復旧断面には、下図のとおりアスファルト系成形目地材を設置し、舗装目地部から雨水が侵入しない構造としなければならない。（アスファルト舗装施工の場合に限る。）

アスファルト系成形目地材の厚みは5ミリメートルとし、表層面より5から10ミリメートル下げて設置すること。



(道路横断方向（取出しの場合は道路縦断方向）の復旧幅)

第36条 道路横断方向（取出しの場合は道路縦断方向）の路盤復旧幅については、掘削幅の1.2倍の幅とする。ただし、最小復旧幅は、1.0メートルとする。

(道路縦断方向（取出しの場合は道路横断方向）の復旧幅)

第37条 道路縦断方向（取出しの場合は道路横断方向）の路盤復旧幅については、最小0.3メートルの影響を基点とし、舗装復旧幅については、次のとおりとする。ただし、最小復旧幅は、1.0メートルとする。

影響分を考慮した舗装復旧範囲	復旧範団
道路現状幅員の2分の1を超える場合	全面復旧
道路現状幅員の2分の1以下の場合	道路現況幅員の2分の1
歩道	全面復旧
コンクリート舗装	原則として版単位とする

※コンクリート平板及び特殊ブロックについては、破損していない物で、且つ、本市職員の承認を得た場合は、再利用できるものとする。

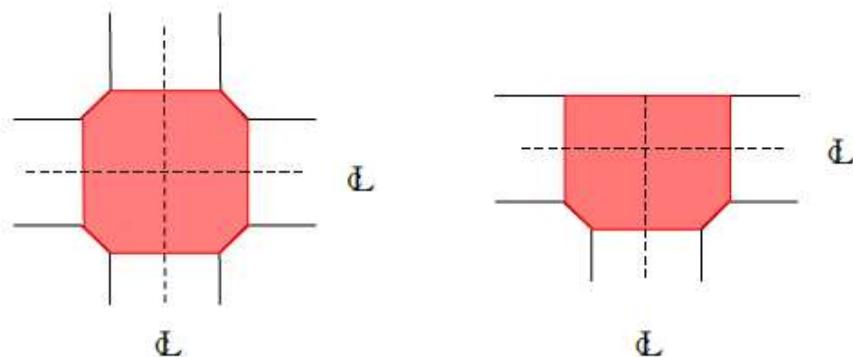
※歩道の復旧は透水性舗装を標準とする。

(交差点内の復旧)

第38条 交差点内の復旧については、隅切り部を含む区域の全面的な復旧を原則とするが、舗装幅員の中心を基点に4分割に区分し、影響分を考慮した舗装復旧範囲がそれぞれの範囲内に収まる場合は交差点の4分の1、収まらない場合は2分の1、4分の3若しくは全面復旧とする。

(丁字路の復旧)

第39条 丁字路内の復旧については、隅切り部を含む区域の全面的な復旧を原則とするが、舗装幅員の中心を基点に4分割に区分し、影響分を考慮した舗装復旧範囲がそれぞれの範囲内に収まる場合は交差点の4分の1、収まらない場合は2分の1、4分の3若しくは全面復旧とする。



(交差点)

(丁字路)

(既存マンホール周辺の復旧)

第40条 既存のマンホール端から、道路横断方向掘削ラインが0.7メートル以内となる場合、又は復旧ラインが0.3メートル以内となる場合は、マンホール周囲を0.3メートル幅の方形で取り込んで復旧すること。ただし、固定蓋マンホール及び縦断掘削ラインにかかる部分はこの限りでない。

(その他留意事項)

第41条 次に該当する場合の復旧面積の算出については、第36条から第39条までの規定に

加え、次のとおりとする。

- (1) 復旧面積を算出した区域の周囲2メートル以内に既設カッター線及び絶縁線のある場合、復旧区域に含め一括復旧すること。
- (2) 競合工事等で複数の掘削箇所が隣接する場合で、その復旧区域間の延長が2メートル以内であるときは、競合工事で調整し復旧区域に含め一括復旧すること。
(適用除外)

第42条 次に該当する場合は、この基準を適用せず、個別に復旧面積を算出するものとする。

- (1) この基準によらない方が路面の保全につながることが明らかな場合
- (2) この基準では十分な路面の保全ができないと道路管理者が判断した場合
- (3) 道路使用許可申請で特別な指導があった場合
(費用負担)

第43条 道路管理者が本復旧を行う場合、工事に要する費用について道路占用者は応分の負担をするものとする。

第10章 舗装工

(路盤工)

第44条 路盤の材料は再生材を使用するものとし、アスファルト安定処理混合物、セメント安定処理混合物、粒度調整碎石、クラッシャラン碎石及び遮断用砂を使用しなければならない。ただし、道路管理者が指示した場合は、この限りではない。

2 路盤工の施工については、座間市土木工事施工管理基準書及び座間市土木工事共通仕様書によらなければならない。

(舗装工)

第45条 舗装の材料仕様は、座間市土木工事施工管理基準書及び座間市土木工事共通仕様書によらなければならない。

2 舗装工の施工については、日本道路協会が発刊する舗装施工便覧等（社団法人日本道路協会編）によらなければならない。

第11章 道路付属物その他

(道路付属物等の工事)

第46条 道路の付属物等の移設が生じた場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりあらかじめ道路管理者等の承認を受けなければならない。工事中に数量等の変更が生じたときも同様とする。

- (1) 道路標識 工事のためやむを得ず道路標識の移設等を行う場合、沿道の樹木、広告物、建物等に留意し、道路の管理上支障とならない場所を選定しなければならない。この場合において、道路管理者及び所轄警察署に連絡、協議しなければならない。
- (2) 道路安全施設構造物（防護柵、道路反射鏡、車止めポール等） 工事のためやむを得ず道路安全施設構造物を一時撤去する場合、道路管理者に連絡し、及び協議し、工事完了までの

間必要な措置を講じなければならない。

- (3) 街路樹等 工事区内に植栽されている樹木類は、むやみにせん定、移設等を行ってはならない。ただし、やむを得ず移植を行う場合は、道路管理者に連絡、協議しなければならない。
- (4) 照明設備 工事のためやむを得ず照明設備の移設を行う場合、当該照明設備の管理者に連絡、協議しなければならない。
(道路付属物等の原状回復)

第47条 工事に起因して生じた道路の付属物等の損傷並びに路肩及び法面の損傷は、道路占用者の責任において現状に回復しなければならない。この場合において必要な指示は道路管理者等より受けるものとする。

附 則

この基準は、令和8年1月1日から施行する。

浅層埋設の実施について

埋設の深さ

管路等の頂部と路面との距離は、当該管路等を設ける舗装の厚さ（路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下同じ。）に0.3メートルを加えた値（当該値が0.6メートルに満たない場合には、0.6メートル）以下としないこと（0.6メートル以下としないことには、本管のみならず、支管および取付部品等の構造物も含むものとする）。ただし、下水道管に外圧1種ヒューム管を用いる場合には、当該下水道管と路面との距離は、1メートル以下としないこと。

また、歩道の地下に管路等を設ける場合は、当該歩道と接する車道部端の路面の高さを基準とする。

浅層埋設の許可条件

- ① 浅層埋設の申請許可を行うにあたり、既存占用者との協議資料及び市道占用状況の把握確認のため、埋設状況図（1/10,000程度を予定）の提出を行うこと。
- ② 原則として既存占用物件上に重複する縦断的な占用は認めない。但し、協議により認められた場合はこの限りではない。
- ③ 占用物件の条数及び段数が複数となる場合には、協議を行うこと。
- ④ 埋設の計画及び実施に際し、既存企業者との協議を行うこと。
- ⑤ 道路排水施設の整備が遅れているため、道路法（昭和27年法律第180号）第71条を遵守し、道路事業に支障となる時は占用者の負担において速やかに移設及び撤去等の措置を講ずること。

適用対象とする管路等の種類及び関係

今回の運用の対象となる管路等の種類（規格）及び管径（以下「特定管路」という。）は、事業の種別ごとに次のものとする。また、特定管路以外のものであっても、同等以上の強度を有するものについては、特定管路の管径を超えない範囲内において、同等以上の強度を有することを示すことにより運用の対象とすることが出来る。なお、管径には呼び径で示されているものも含まれる。

ガス事業

- | | |
|-----------------------|------------|
| ・鋼管（JIS G 3452） | 300mm以下のもの |
| ・ダクタイル鋳鉄管（JIS G 5526） | 300mm以下のもの |
| ・ポリエチレン管（JIS K 6774） | 300mm以下のもの |

水道事業

- ・鋼管 (JIS G 3443) 300 mm以下のもの
- ・ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) 300 mm以下のもの
- ・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6742) 300 mm以下のもの
- ・水道配水用ポリエチレン管 (引張降伏強度 204 kg f/cm²以上)
 - 200 mm以下のもの
 - 外径／厚さ=11 のもの

下水道事業

- ・ダクタイル鋳鉄管 (JIS G 5526) 300 mm以下のもの
- ・ヒューム管 (JIS A 5303) 300 mm以下のもの
- ・強化プラスチック複合管 (JIS A 5350) 300 mm以下のもの
- ・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) 300 mm以下のもの
- ・陶管 (JIS R 1201) 300 mm以下のもの

電気事業

- ・鋼管 (JIS G 3452) 250 mm以下のもの
- ・強化プラスチック複合管 (JIS A 5350) 250 mm以下のもの
- ・耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) 300 mm以下のもの
- ・コンクリート多孔管 (管材曲げ引張強度 54 kg f/cm²以上)

Φ125×9 条以下のもの

電気通信事業

- ・硬質塩化ビニル管 (JIS K 6741) 75 mm以下のもの
- ・鋼管 (JIS G 3452) 75 mm以下のもの

浅層埋設の運用外箇所

運用外箇所はありません。

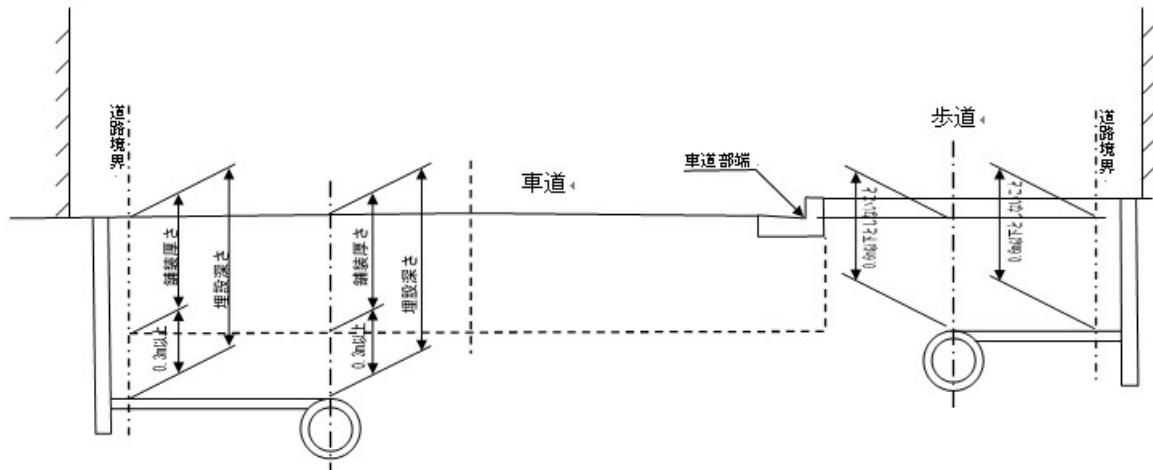
ただし、特に市長が認める場合及び当該道路が都市計画街路、改良等予定道路及びその他浅層埋設を運用することが不適切であると認められる場合には、これを適用せず状況に適した埋設の深さとし、その都度協議するものとする。

浅層埋設の申請等について

浅層埋設の申請にあたっては、申請書に管路等の種類（規格）及び管径を、添付図面に種類（規格）、管径及び土被りを記載するものとする。また、完成届には、管路等の種類（規格）、管径及び土被りが確認出来る写真を添付するものとする。

以 上

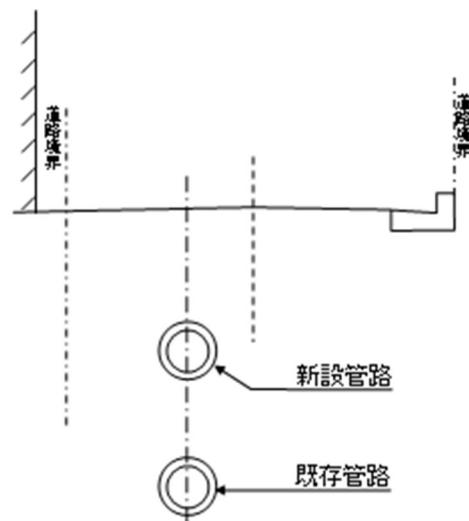
特定管路を使用した場合の座間市浅層埋設基準



[車道の地下に設ける場合]

埋設深さは 0.6m 以下としないこと。
但し、下水道管に外圧 1 種ヒューム管を用いる場合には、当該下水道管と路面との距離は、1 メートル以下としないこと。

浅層埋設の許可条件



原則として既存占用物件上に重複する縦断的な占用は認めない。但し、協議によりみとめられた場合はこの限りではない。

《注釈》

既存管路上に浅層埋設基準による管路を埋設した場合、既存管のメンテナス等に支障になることが考えられる。また、同一占用者による既存管路と新設管路の併用を防ぐ

占用物件の条数及び段数が複数となる場合には、協議を行うこと。

《注釈》

同一占用者に複数の条数及び段数の管路を埋設させることにより、横断的な占用に支障となることを防ぐ。

